

# 平成24年3月遠野市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年3月26日（月曜日）

	7 番	照 井 文 雄 君
	8 番	荒 川 栄 悦 君
<b>議事日程 第1号</b>	9 番	菊 池 充 君
平成24年3月26日（月曜日）午前11時開議	10 番	瀧 澤 征 幸 君
第1 会議録署名議員の指名	11 番	小 松 大 成 君
第2 会期の決定	12 番	織 笠 孝 之 君
第3 議案第40号 平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）	13 番	菊 池 邦 夫 君
第4 議案第41号 遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて	14 番	菊 池 民 彌 君
	15 番	佐々木 讓 君
	16 番	多 田 誠 一 君
第5 議案第42号 遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17 番	安 部 重 幸 君
	18 番	石 橋 達 八 君
	19 番	浅 沼 幸 雄 君
	20 番	新 田 勝 見 君

## 本日の会議に付した事件

- 1 日程第1 会議録署名議員の指名
- 2 日程第2 会期の決定  
(議会運営委員長報告、採決)
- 3 日程第3 議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 4 日程第4 議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 5 日程第5 議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)
- 6 閉 会

## 出席議員（20名）

- |     |             |
|-----|-------------|
| 1 番 | 萩 野 幸 弘 君   |
| 2 番 | 瀧 本 孝 一 君   |
| 3 番 | 多 田 勉 君     |
| 4 番 | 菊 池 由 紀 夫 君 |
| 5 番 | 佐々木 大 三 郎 君 |
| 6 番 | 菊 池 巳 喜 男 君 |

## 欠席議員

な し

## 事務局職員出席者

事務局 長	宮 田 実 君
次 長	沖 舘 讓 君
主 査	伊 藤 慎 君

## 説明のため出席した者

市 長	本 田 敏 秋 君
副 市 長	及 川 増 徳 君
総務部長事務取扱	菊 池 武 夫 君
経営企画室長	運 萬 勇 君
産業振興部長	櫻 井 収 君
農業活性化本部部長	立 花 恒 君
兼畜産担当部長	佐々木 政 嗣 君
環境整備部長	荒 田 昌 典 君
環境整備部施設整備担当部長	細 越 勉 君
文化政策部長兼図書館長兼博物館長兼遠野文化研究センター副所長	照 井 講 一 君
教育次長兼市民センター所長	消 防 長 千 葉 一 見 君
宮守総合支所長	教 育 長 藤 澤 俊 明 君

○議長（新田勝見君） 御苦労さまでございます。

会議に先立ち、市民憲章朗唱を行います。

起立願います。

遠野市民憲章

わたくしたちは、悠久の時を越えて継承してきた美しい郷土と、伝統ある文化に誇りを持ち、このすばらしい宝玉を、さらに「永遠の日本のふるさと遠野」として、創造・発展させるため、ここに、この憲章をさだめます。

わたくしたちは

1 豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。

1 心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。

1 創意をあつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。

1 恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。

1 共に考え支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

○議長（新田勝見君） 着席願います。

---

午前11時32分 開会・開議

○議長（新田勝見君） これより平成24年3月遠野市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

諸般の報告

○議長（新田勝見君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（新田勝見君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、8番荒川栄悦君、9番菊池充君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（新田勝見君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池邦夫君。

〔議会運営委員長菊池邦夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池邦夫君） 命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

本日3月26日、午前9時30分から第2会議室におきまして、当委員会を開催し、平成24年3月遠野市議会臨時会の会期について協議をいたしました。

その結果、会期を本日1日間とすることを決定いたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位のお手元に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

会期の決定後、議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）から議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明が行われます。説明の後、質疑、討論を行い、その後採決します。

なお、念のため質疑については、自席で同一議題について、1人3回までとなっておりますので、申し添えます。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（新田勝見君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

市長のあいさつ

○議長（新田勝見君） ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君） 議案の提案理由の説明に先立ちまして、議長のお許しをいただき一言発言をさせていただきます。

遠野市民体育館の事故に係る和解等につきまして、今般の議案として提案を申し上げているところであります。将来を希望を持って11歳の児童が、採光換気用の窓から転落し、その関係者の願いもむなしく、平成22年の2月8日に死亡するという非常に痛ましい事故が発生いたしました。遺族である御家族の深い悲しみは、察するに余りあるものがあると思っております。

市といたしましては、この御遺族の意向を十分に酌み取りながら、これまで誠心誠意対応をまいりました。また、第三者による事故調査委員会等の調査をはじめ、安心・安全の確保というために、誠心誠意その後全力を挙げて取り組んできたところでもあります。

今般、御遺族の大変な御理解のもとに、和解案について同意をいただけるという運びとなったところでもあります。改めて市民の皆様の安心・安全を最大の任務としております市長の立場として、御遺族、そしてまた市民の皆様、また議員各位にも深くおわびを申し上げ、この和解といったものにおけるものを重く受けとめながら、今後とも市民生活の安心・安全に全力を尽くして取り組んでまいりたいというように思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

また、責任の所在と、これも避けては通れない大きな課題であります。その中にございまして、今般の和解というところまで至ったということを重く受けとめ、私と副市長の報酬をもって10分の3減額するというような形でのけじめというものをつけたいというように思っているところがございますので、そのことも含めまして議員各位の御理解とまた、今後ともなお一層、市民生活の安心・安全のためにも、御支援を賜りますようお願いをいたしまして、私のおわびのあいさつとさせていただきます。

---

日程第3 議案第40号平成23年度遠野市

#### 一般会計補正予算（第9号）

○議長（新田勝見君） 次に、日程第3、議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 命によりまして、議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,124万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億9,886万3,000円とする内容であります。当初予算額との比較では、16.4%の増となっております。

歳入歳出予算補正について説明をいたします。

歳入についてであります。6款地方消費税交付金は、1,328万2,000円を減額するものであります。

9款地方交付税は、3億1,218万5,000円を増額するもので、内容は特別交付税及び震災復興特別交付税の増であります。

13款国庫支出金は、8,277万4,000円を増額するものであります。主な内容は公共土木施設災害復旧事業費負担金及び学校施設環境改善交付金の増であります。

14款県支出金は、1,386万4,000円を増額するものであります。内容は、災害廃棄物処理促進事業費補助金及び災害発生県内消防応援活動費交付金の増であります。

16款寄附金は、1,335万円を増額するものであります。内容は、一般寄附金及び児童福祉寄附金の増であります。

17款繰入金は、9,625万円を増額するものであります。内容は、財政調整基金繰入金であります。

20款市債は、5,890万円を減額するものであります。内容は、緊急防災減災事業債及び過疎対策事業債の減であります。

次に、歳出についてであります。

2款総務費は、3億9,484万1,000円を増額するものであります。内容は、総務一般事務費の増、管財一般事務費の増、経営企画費の増であります。

3款民生費は、15万円を増額するものであります。内容は、わらすっこプラン推進事業費の増であります。

6款農林水産業費は、9,625万円を増額するものであります。内容は、牧草地の除染対策及び公共牧場閉鎖に伴う堆肥処理対策に係る牧草地再生対策事業費であります。

第2条は、繰越明許費の補正で総務一般事務費ほか3事業に係る繰越明許費を追加するものであります。

第3条は、地方債の補正で、総合食育センター整備事業ほか3事業に係る起債の限度額を変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（新田勝見君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番菊池充君。

○9番（菊池充君） 8ページの畜産業費にかかわってお聞きをしたいと思えます。

前段で全員協議会でこの内容等については説明をいただきました。これからかなりの年数、経費をかけて対策を講じなければならないという部分については理解をしたところでございますが、今後、これからさまざまな取り組み、農家対応、いろんな部分が想定されますけれども、現在のどのような体制をもってこれを取り組もうとしているのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。  
〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

その説明というか、あれは受託者の確保ということによろしいですか。ちょっと確認したいんですけども、あくまでも被害になっている生産農家に対してということですか。

○議長（新田勝見君） 9番菊池充君。

○9番（菊池充君） 済いません、じゃあもう1回。いわゆるこれは行政だけじゃなくて、JAも絡んでくる、それから県も絡んでくる部分だというふうに認識しているわけですけども、これらを取り組んでいくという部分では、市は市、JAはJA、県は県という形じゃなくて、一体的な推進体制が必要だと思うんですけども、新年度に向けてですね、もうすぐ新年度が来るわけですが、今のような体制で取り組んでいくのか、それともさまざまな課題に向かって新しい体制を構築していくとするのか、お考えがあればお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。  
〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） わかりました。お答えします。

これまで説明している中で、先ほどの全協の中でも説明しましたけども、放射性物質による畜産物被害対策連絡会というのは組織はもう設立しております。これまで9回打ち合わせ会議等しておりますし、それらで全体協議をしながら、JAの役割は牧草の確保ということでございますし、あとはじゃあ除染作業はどうするのといいましたらば、先ほどの説明でも申しましたけども、県と農業公社と市と連携協力を図りながらですね、そして例えば担い手農家の応援体制、建設事業者の応援体制、そしてその中に畜産公社が、今度、放牧事業ができないということでございますので、市に先ほど説明した補正の中にありましたけども、トラクター等重機を整備してもらいまして、それらを貸し付けを受けまして、公社みずからが除染作業に当たるという形になると思えますけども、あくまでも全体の方針、確認をしていくのは、先ほど申しました畜産物被害対策連絡会でございます。それを柱として今後、それぞれの役割分担を確認していくということになるかと思えます。

○議長（新田勝見君） 9番菊池充君。

○9番（菊池充君） 例えば今まで取り組んで

きているアストのように、いわゆるワンフロア化のままで県もJAも、それから市もというような体制じゃなくて、あくまでこの協議会の中で対応していくということでしょうか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長  
櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

ワンフロア化と申しますと、活性化本部は行政センターのほうにありますけども、あそこには農林センターの畜産担当がおりますし、畜産プラザのほうには畜産担当課もおりまして、そこにはJAも派遣されている、今現在職員おりますし、あとは農済さんの獣医さんもおりますし、そこら辺はワンフロアになりませんが、ツーフロアというか、2つぐらいに分かれていますので、そこはまた農家の方々も畜産プラザにつきましては、常時来やすい場所になっておりますので、いずれ農家の意見も聞きながら早急な対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（新田勝見君） 11番小松大成君。

○11番（小松大成君） 私、先ほどの全協の中でちょっと聞き漏らしたことがあったので、確認のために質問いたしたいと思います。

今、除染にかかわってかなり畜産農家の間でもいろいろな流布されているものがあります。その中で、みずからが除染作業をした場合に、市はどういう対応するのかと。それから、あるところでは自分が勝手にやったものに関しては、何ら補償もないんだよというようなことまで言われているんです。

そういう面において、先ほどの別紙資料1というのをいただきました。その一番下その他、この中で畜産農家みずからが、利用自粛なった草地の除染作業を行った場合は、東京電力へ請求できるとあります。これは当然なことだと思いますが、じゃあ、これは農家個人でやるべきものなのか、市が窓口となってやっていただけるのかといったことが問題となると思うんですが、この辺はどうとらえているんでしょうか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長  
櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

2月の末に農家説明会をやりました。連絡協議会の中でやりましたけれども、さまざまな情報が飛び交って、さまざまな農家の方々もちょっと迷っているというか、情報がいろいろありまして、今後どうするのかということに対して、やっぱり不安要素はいっぱいあります。

先ほど全協の中でも言いましたけども、そこら辺が我々市町村担当としても不満な面もあります。やっぱり農家に対してはもう3月ですし、4月以降の作付の準備もこれからしなければならぬし、じゃあ除染はということになりますと、それもやらなければならない。それに関しましては、今後、また農家の説明会を早急に開きながら、細かいところを県に確認しながら農家説明会をやり、除染もあわせたような形の取り組みを説明したいと思っております。

○議長（新田勝見君） ちょっとお待ちください。当局に申し上げますけども、先ほど全協で説明したという言葉はこの本会議においては使わないように。きちんとこれは市民が見ていますので、きちんと説明するようにお願いします。11番小松大成君。

○11番（小松大成君） 私が聞いたかったのは、今状況がかなり交錯していて、県でも国でも方針がなかなか出ないという中で、市当局が混乱しているというのはわかります。しかし、先ほど出されました別紙資料においては、損害賠償をすることが、賠償請求をすることができると。私が聞いているのは、その賠償手続が市がもってやっていただけるのかといったことを聞いたかったわけで、その答弁がなかったのもう一度お聞きします。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長  
櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井

収君) お答えします。

いずれそういう各農家のさまざまな対応はちょっと若干細かいところがありますので、違いますので、いずれ市の担当に問い合わせをしてもらえれば、市のほうで責任を持って県と連絡調整を図りながら対応していきたいということで確認しております。

○議長(新田勝見君) 11番小松大成君。

○11番(小松大成君) 今確認とり次第ということなんですけれども、私は市がトラクター2台を買ったレベルの話では、これはとてもじゃないけれども、何年かかるかわからない事業になってしまうということで、各農家が持っている機械で除染作業をするということが大変重要になってくるだろうと思います。そういう意味においては、ここで書いてある文書のとおり、みずから除染作業を行ったものについてもきちんと補償するんだという確約を早急にとっていただきたいと、このことを要望しまして最後の質問になりますが、確認します。

○議長(新田勝見君) 農業活性化本部長。

[農業活性化本部本部長兼畜産担当部長  
櫻井収君登壇]

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長(櫻井収君) いずれそういう方向で農家が迷わないような対応をしていきたいというふうに思います。

○議長(新田勝見君) ほかに。12番織笠孝之君。

○12番(織笠孝之君) 公共牧場の利用自粛でございしますが、そうしますと、牧場が自粛されますと、今まで放牧した方々が大変困ると思うんですね。そういった部分で放牧された方々が、例えばほかの牧場に移転ができないのかということもあるかと思えます。そうじゃないと、やっぱり今まで牛舎で預かっては、大変重労働だということで、そういった部分はあると思います。

ですから、そういった部分の対策をどうとられているのか、あるいはまた、そういった部分で、今公共牧場には約1,000頭ぐらいの牛がい

るということですね、その対策をきちんとやっていただかなければならないだろうというふうに思います。

それから、牧草が今配布されているようでございますが、牧草については例えば牛1頭8キロという目安でやっているようですが、実際は今畜産農家に配布されている牧草は、5キロという計算だそうですね。ですから、乳用牛、乳牛の方々は乳量の関係が心配だということをやっているんですね。こういう問題もあります。

ですから、そういう問題をどう対処しようとしているのか。せっかく今までやってきた牧草が食わされない中に、そういった量の確保もできないということになっております。ですから、こういう問題もきちんと対処しなければならないだろうというふうに思いますし、また……(発言する者あり)(「一問一答」と呼ぶ者あり)

○議長(新田勝見君) まとめて質問してください。

○12番(織笠孝之君) 一問一答か。

○議長(新田勝見君) 一問一答じゃなくてもいいけども、まとめて質問してください。

○12番(織笠孝之君) はい。そういう部分で、今質問した中から除染作業についてでございますが、平地にも牧草があるわけでございますが、その牧草の牧草畑ののり面の除染も必要だろうと、そういうことで焼くわけにもいかないということですが、そういう畦畔の除染はどうやってやるのか。そういったものも示されておられませんし、そういったものの対策についてもどうやっていくかについてまずお尋ねいたします。

○議長(新田勝見君) 農業活性化本部長。

[農業活性化本部本部長兼畜産担当部長  
櫻井収君登壇]

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長(櫻井収君) お答えします。

公共牧場の利用者につきましては、代替案ということで県に今相談をして、照会をしているところでございますし、これは市内の公共牧場の利用者は300人ほどおります。そして、かつ

3割ぐらいが公共牧場を利用した畜産経営、農業経営をしているというふうに理解しておりますし、そこら辺の人たちからしてみれば、牧草の確保、堆肥の処理、大変だと思っております。

ですので、代替の放牧をしてくれるところがあるかどうかということで、市外のほうですけども、県を通して今照会、相談をしているところがございます。

あともう一つ、1頭当たり8キロの牧草給与が5キロになっているという、どうなんだという質問でございます。これは対策連絡協議会の中でも、JA担当者からお聞きしております。その中では、23年度末までは大丈夫であるが、24年度以降、5月、6月以降について、各単組で動いているという情報を聞いておりますので、そこら辺がこの前県庁に行ったときにも言いましたんですけども、やっぱりJAの全農県本部に対策本部でもつくってもらって、そこで県本部で対応するような形をつくってもらうように、県のほうから働きかけするように、どうなんだろうかなということで、意見を出しております。

今は、各単組で動いているような状況でございますので、確保しているところもあれば、厳しいと言っているところもあるという状況でございます。

あとのり面除草につきましては、これは我々も何回もこれ農家から出てる質問事項でありまして、県庁に上げております。これも県から国に上がっております。それに対して農家の質問というのは、環境から農業、畜産、ひっくるめていっぱい質問されております。でこれは県で本当であれば対策本部をつくって、環境、衛生、そして農業、畜産あわせたもので本部で回答するような体制を構築してもらえれば、本当に市町村もスピードアップが対応ができるというふうに思っておりますし、そういうことで言ってるんですけども、そういう体制がまだつくられていないという状況でございますので、おのおの農政局のほうに上がったりして、照会をされているというのが実態であります。

ですので、今のり面除草については、じゃあ

どうするのかということに関しては、今この公式の場では私の担当の意見としては、言えないという状況でございます。

○議長（新田勝見君） 12番織笠孝之君。

○12番（織笠孝之君） その除染作業でございますが、寺沢をはじめ、あとは遠野市全体の中で西部地区といたしましたか、宮守の西部地区が除染をしなくてもいいというお話でございますが、これ現実的にやはりこれだけの汚染をされていると、やはり除染が必要ではないのかというように私は思います。

と言いますのは、せっかく遠野牛というブランド名をつくらうとしているエスフーズ、あるいは販売先のイトーヨーカ堂というものがあるわけですね。そういったときにその除染作業をしないで、その中から1頭のもしそういうものが出たとすると、非常にマイナスになっていくというように思います。風評被害が出て、そのためにあとの牛の販売ができないということになるのかなというように私は思いますので、やはりそちらもひっくるめて除染作業をやるべきではないのかというように思いますし、また畜産農家にあっては平地を優先してほしいという要望があるわけです。いろいろな協議の中でお話しされておりますが、いずれ半々ということではなくて、平地のほうから優先してやるべきではないのかなというように私も思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

確認しますけども、質問は最後の部分だけでよろしいですか。（「いや」と呼ぶ者あり）前段のほうも。（「除染のあの」と呼ぶ者あり）

いずれ風評被害につきましては、長期化されますと、本来であれば肥育の牛は放射性物質による影響はほとんどありません。ですけども、消費者にすれば、肥育牛であろうが繁殖牛であろうが、一緒くたに見られるということになる

と大変だということでございますので、今回、市としてできる範囲のスピードアップ体制、除染体制をしくということで補正予算計上しているわけでありまして。あと順番につきましては、先ほど小松議員からも言われましたけども、いずれあくまでも農家の平場の草地をいかにするかということも頭に入れながら、あと時期です、公共牧場がブラウかけられますので、ブラウ、そしてロータリーとされますと、そのときに大雨、台風が来ますと、これは二次災害ということが想定されますので、時期はブラウかけた後に雨が余り降らないような時期というふうな形になるかなというふうに思いますし、やっぱりそうすると、農家の平場、そして担い手農家さんが持っていないような100馬力ぐらいでやるような共有草地とか、そういうことを優先していくと。そして個人農家が持っている場合は、担い手さんが50馬力程度は持っていますので、そこで対応するとか、そういう細かい協議が必要になってきます。いずれそういう体制を綿密に農家と連絡をとりながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（新田勝見君） 12番織笠孝之君。

○12番（織笠孝之君） 除染作業についてでございますが、当初予算に示されたのは、公共牧場の除染作業という部分はだんだんにやらなきゃならないということを示されたわけでございますけれども、実際的にそういったものが100ベクレル、4月1日から100ベクレル以下になるということになれば、やはりその辺もきちっとどの地域も私は遠野市の畜産産業としてはやらなきゃならないだろうというふうに思います。

ですから、その部分をやはりどういった体制の中でやるのかやらないのか。それはどうしてもやらないということであれば、これは問題になるかと私は思います。そういう基準が低いけども、データのいきますと、ややもすれば100ベクレルでも、現在の牧草を食べさせていると、その牧草の食わせている部分から100ベクレル以下に抜ける期間がかなり3カ月ぐらい要するという問題があるんですね。

ですから、そういった危険な問題もあるわけですから、そういった部分をきちっととらえて、そういう対策を遠野市としては構築するべきだと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） 配付している資料8ページの県復興局に対しての要望事項4項目ありますけども、4番目がそういうことで除染対象区域外における除染対策に対する財政措置を講じるをお願いをしたいということが今織笠議員から言われた内容でございますし、遠野市の対策連絡会におきましても、やっぱりそういう、隣は100ベクレル以下、隣は100ベクレルを超えていると。じゃあ、こっちはいいのかということになると、その生産農家の不安もあるということから、それは農家の意見も徴しながら、これもあわせてやっていくという方針を確認しておりますので、そういう上で県復興局に要望してるということでございます。

○議長（新田勝見君） 6番菊池巳喜男君。

○6番（菊池巳喜男君） 私もちよっと震災絡みで質問させていただきます。

この震災で放射能問題、特にも畜産農家、そして農家全体、これから春の農作業が始まる中で、農家全体が大変困惑している状況でございます。それに対応すべくそれこそ当局といたしましても、全力を尽くしていただきたいと思っております。

この中で、今回の歳入の補正予算の中に14款の県支出金の増の中に、災害廃棄物処理促進事業費補助金の1,253万7,000円の増となっておりますけども、この具体策についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（新田勝見君） 及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 菊池巳喜男議員の質問でございます、1,200万の県支出金の収入でございますが、これは市役所の庁舎中央館、これ



の解体費にかかわって解体の廃棄物、これの処理については当初は対象にならないということであったんですが、その後お願いをしながら県のほうでも対象になるということで、解体の廃棄物の処理費として措置をいただいたという内容でございます。

○議長（新田勝見君） 6番菊池巳喜男君。

○6番（菊池巳喜男君） わかりました。解体の廃棄物の処理ということで、それはそれではよろしいかと思えます。

それで、私のちょっと言いたいことは、今全国で、それぞれ各市町村で瓦れきの受け入れをいろいろと行っております。ただ、なかなか進まない現状にありまして、ただ復興の1丁目1番地はやはり瓦れきの処理だということでございますけれども、遠野市といたしましても、後方支援の中で瓦れきを少しでも受け入れるべきではないのかなと私は思うところでございますけれども、その辺をちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（新田勝見君） 環境整備部長。

〔環境整備部長立花恒君登壇〕

○環境整備部長（立花恒君） 今新聞紙上で騒がれていますように、県外の中では瓦れきを受け入れる方向のほうの話が話題になってきますし、県内でもそれ相応の瓦れきの受け入れという方向で話が現実に1回はしてございます。

そういった中で、何市町あるいは組合等ではある一定の瓦れきを受け入れるというような状況で話が確定してございますが、当局といたしましても、ある程度のものは瓦れき処理をしていきたい。ただ、今の焼却炉そのものが築23年経過してございますし、当時の能力からかなりレベルダウンといたしますか、当時は紙類が主体の能力の焼却炉だったんですが、最近はごみのカロリーといたしますか、プラスチックとかビニール系が多くなって能力が低下しているということに加えて、炉そのものが24時間連続運転ができないというような炉でもございます。そういった意味で、今最大限どのぐらい受け入れできるのか、それを今検討してございますの

で、おいおい皆様方にも報告できればというふうに思います。

○議長（新田勝見君） 6番菊池巳喜男君。

○6番（菊池巳喜男君） 現状のそれぞれ遠野市のごみ焼却炉の関係はわかりましたけども、やはり遠野市といたしましては、後方支援をアピールするというんですか、より進めるためにも瓦れきの処理を県とか国にいち早くそれぞれ協議いたしながら、後方支援として頑張っているんだということを示していくべきではないのかなと思うところですが、再度聞いて終わります。

○議長（新田勝見君） 環境整備部長。

〔環境整備部長立花恒君登壇〕

○環境整備部長（立花恒君） この瓦れき処理は一市町村の問題ではないと。県全般の問題でもあるし、県自体の問題でもあると、そういったような視点でもって市長の提案にありますように市長会であるとか、町村会である、そういったレベルを超えて県下全般での取り組みといったことの内容かと思えます。そういった意味でも、市としても最大限できるものはやっぱり協力していこうということの方針でございますので、ただ、機械の能力もございまして、そこで今試算をしている段階でございます。

○議長（新田勝見君） ほかに質疑ありませんか。18番石橋達八君。

○18番（石橋達八君） 牧草地再生対策事業に私もかかわってお聞きしたいんですが、除染と堆肥処理ということで、その備品を購入するお金だということではありますが、これらの機械がフル活動をした場合、作業員がどれぐらいの作業員の人数というか、人が必要なんでしょうか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

作業員の確保ということでございますけれども、現在、畜産公社には事務の臨時職員1人に、あと現場ができる職員2人、そして、そのほかに

監視人が8人から10人ほどおります。今回、自肅要請が来たということで、監視人はちょっと雇用できないというふうなことでございますので、その中でもトラクターの運転ができる、そしてロータリーとかプラウ施工ができる人もおりますので、そういう人たちを活用しながら対応を考えていきたいと思っております。そして、ならば何人必要なのかということに関しましては、まだちょっとそこは調査中ということでございます。

いずれできるだけ当てにして雇用している人をまずトラクターが運転できる人、そういう人をまず雇用しながら除染作業に当たっていききたいというふうに思っておりますし、そのトラクターが運転ができないというふうな監視人があるとすれば、補助労務ということになるかどうかということで、今検討中でございます。

○議長（新田勝見君） 18番石橋達八君。

○18番（石橋達八君） そうしますと、ちょっと私の勘違いかなと思うんですけど、業者委託ということとは別なんですか。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） お答えします。

公社が受けて公社がどこかの業者に委託することじゃなくて、公社が放牧事業の公共牧場が使えないことによって、放牧事業ができないんですよ。ですので、じゃあその間監視人、職員を遊ばせておくのかということでございますので、そこら辺に市で購入してもらった重機を貸与して、そして公社職員及び監視人でトラクターを運転できる人を活用しながら、除染事業をしていくという内容でございます。

ちょっと農業公社という言葉も入っていましたので、畜産公社と農業公社はそういう役向きが違います。

○議長（新田勝見君） 18番石橋達八君。

○18番（石橋達八君） そうしますと、業者委託というのはまた別口で業者の持っている機械

を使ってやるということだと思うんですが、その場合、委託料ですね、県のほうでは作業単価なんかがまだ示されていないようですが、今の被災地なんかの事業は不調なんていう言葉がありますが、なかなか入札しても割が合わないということで、なかなか入札が成立しないというふうな話もありますが、この作業単価というのが非常に大事になってくると思うんですが、大丈夫なんですか、その辺は。

○議長（新田勝見君） 農業活性化本部長。

〔農業活性化本部本部長兼畜産担当部長 櫻井収君登壇〕

○農業活性化本部本部長兼畜産担当部長（櫻井収君） ちょっと整理して説明しますけども、県からの補助金が県の農業公社に来ます。そして、県の農業公社がそれで除染作業をできる担い手農家、建設事業者、そして今回私らが提案している畜産公社に委託契約を結ぶという流れでございます。

その中で、積算単価が厳しいというお話も、説明もしましたけども、今農業公社、県が示している単価は、ヘクタール当たり13万ですので、反当1万3,000円ということで、これはちょっと農家からも聞いたり建設事業者からも聞いたり、畜産公社としてもちょっと積算してみたんですけども、厳しい単価です。そういう内容ですので、23日それらの見直しもしていただきよということで要望に行ってきました。

で、県の担当部長、畜産関係の農水の部長でございますが、部長申す説明は、農業公社が今県内の農家の草地を更新している際に、できるだけ農家に安くしてやるという単価でやっているのが13万程度だという説明だったんですよ。よくよく私らもその後調査をしたらば、結構13万以上の単価で農家の草地更新をしているという情報も入りましたので、今後も、あわせて強くまた県に農業公社に単価をアップしてくれということで要望活動はしていくということでございます。

○議長（新田勝見君） 8番荒川栄悦君。

○8番（荒川栄悦君） いろいろこうやって放

射能に関してのことなんですけども、大変な状態になっているということは、私も一般質問では言ったんですが、やはりこれはもう遠野市も被災地であると。この地震の結果、これ原発は人災なのかなという思いもするんですが、いずれこれは遠野市も被災地であると。

そういったことを考えると、これからの対策として、さっき活性化本部長がちょっと言いましたけども、県にそういう対策本部があつていという話があつたんで、であれば、遠野市としてもそういった部分があつていいんじゃないかと。これは今後、新組織としてある危機管理室、そういったものが一つの情報の中央になつて、そういった中でさらに畜産物被害対策連絡会とか、そういった中でどんどん環境課とかという形にいく、たとえばそういう仕組みを災害対策本部ではないけれども、危機管理室にそういったことがあつていいんじゃないかと思うんですが、どなたが答えてもらえるかな。

○議長（新田勝見君） 及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 荒川議員の御質問であります、今回の放射能問題にかかわっては、遠野市にとりまして大変な重大な問題であります。それへの対応としてのありようはいろいろあると思いますが、これまで連絡会等組織しながらその対応も進めてきたところでありますので、現在のところは今の体制の中でこの課題、問題に対応していきたいという考えであります。

ただ、庁内的にはけさの庁議もありましたが、この問題については全庁的な対応をとっていくということが基本的にはありますので、その中で今後の状況の推移にもよるところであります、判断もそういう状況の変化等にはよく判断をしていきたいというように思います。

○議長（新田勝見君） 8番荒川栄悦君。

○8番（荒川栄悦君） それはわかりました。また次なんですけど、対策のスピードを上げるためにも、いろんな形で調査というのが必要だと思うし、これが本当に可能かどうかなんですけど、

伺いたいんですが、例えば遠野市でセシウムの測定器械を購入して、あらゆる測定、これをはかってもらいたい、これをはかってもらいたいというものにどんどん対応していくことによって、あつこは大丈夫だと、ここは安全地帯だということがどんどん出てくることのほうが大事じゃないかなと。で、どうしてもきちっと除染をしなきゃならないところというのが絞られていければ、それは対策上スピードアップされるのではないかと思うんですが、そういう放射能物質の測定器械というものを、例えば遠野市が独自に購入して、これだって最終的には国とか東電に請求していいものだと思うし、またそれを管理する技術者っていう人も必要だと思うし、そういった中でそれをそろえて対策のスピードアップをはかってはと思うんですが、その辺の検討はなされているか、伺います。

○議長（新田勝見君） 及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 放射能の測定は極めてその後の対応をとる上でも重要な過程だというように思います。3月定例会でもいろいろ議論がありました。そして、測定器の購入というような発言もあつたように記憶しております。

しかし、この測定については、かなり精度の高い、いわば中途半端な器械ではかつて、さらに混乱を引き起こすという事態では、これは困るわけですから、しっかりとした器械でもってしっかりとした専門家が測定をした、その結果に基づいての対応をしっかりとっていくということになろうと思います。

したがって、市で独自に簡易な、あるいは応急的な対応の器械は体制も含めてやはり難しいと。専門的なそういう分析機関をお願いをして、そして対応していくことがいいたろうという判断で現在もいるところであります。

○議長（新田勝見君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第40号平成23年度遠野市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第4 議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（新田勝見君） 次に、日程第4、議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを説明いたします。

遠野市民体育館において発生した事故について、和解し、及び損害賠償の額を定めようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものがあります。

1、和解する相手方の住所及び氏名、そして  
2、和解の内容につきましては、議案書記載のとおりであります。

3、事故の概要につきましては、平成21年12月26日午後5時10分ころ、新町1番10号の遠野市民体育館において、当時11歳の男子児童が当該体育館の採光換気用の窓から地面に転落し、死亡する事故が発生したことにかかわる和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（新田勝見君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第41号遠野市民体育館の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

### る条例の制定について

○議長（新田勝見君） 次に、日程第5、議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。及川副市長。

〔副市長及川増徳君登壇〕

○副市長（及川増徳君） 議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

内容は、市長及び当職の平成24年4月分の給料の額をそれぞれ10分の3減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（新田勝見君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新田勝見君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第42号遠野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新田勝見君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第42号遠野市特別

職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

### 閉 会

○議長（新田勝見君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成24年3月遠野市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時31分 閉会

